

大都市水道局大規模災害対策検討会運営要綱

制定 2018年12月21日 検討会決定

本要綱は、大都市水道局事務協議会（平成30年7月18日新潟市水道局開催）で新設が決定された「大都市水道局大規模災害対策検討会」（以下「検討会」という。）の運営について定めるものである。

（目 的）

第1条 本検討会は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめとした巨大地震や、津波、豪雨等による大規模災害発生時に、水道供給が広域にわたり不能となった場合の対策を検討・立案するとともに、各都市の防災に関する進んだ取組の情報交換等を行い、得られた対策や知見を積極的に広く発信し、水道界全体の防災力向上に繋げていくことを目的とする。

（検討事項等）

第2条 検討会は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 大規模災害発生時の対策に関する検討
- (2) 防災に関する取組等の情報交換
- (3) その他防災に関する課題等

（構 成）

第3条 検討会は次に掲げる委員をもって構成する。

札幌市水道局、仙台市水道局、さいたま市水道局、東京都水道局、川崎市上下水道局、横浜市水道局、新潟市水道局、静岡市上下水道局、浜松市上下水道部、名古屋市上下水道局、京都市上下水道局、大阪市水道局、堺市上下水道局、神戸市水道局、岡山市水道局、広島市水道局、北九州市上下水道局、福岡市水道局及び熊本市上下水道局の防災を担当する者（課長級及び係長級等）

2 その他関係する団体の参加

検討会は、議事内容等に応じて、委員以外の関係する団体へ参加を依頼することができる。

（開催）

第4条 検討会は次のとおり開催する。

- (1) 検討会は、年2回程度開催することとし、開催都市は、前年度第1回検討会において決定する。
なお、必要に応じて、臨時会を開くことができる。
- (2) 大規模災害等が発生し、開催都市の対応に支障が生じる場合及び応援態勢に支障が生じる場合に検討会を中止又は延期できる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、仙台市水道局、東京都水道局及び神戸市水道局の三都市が務める。
東京都水道局が主となり、仙台市水道局及び神戸市水道局がこれを補佐する。

2 事務局は次に掲げる事務を行う

- (1) 検討会の内容調整及び開催都市が行う事務以外の事務作業等
- (2) 関係する団体及び報道機関との調整作業

(経費)

第6条 検討会開催に係る経費の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 検討会参加のための旅費（宿泊料を含む。）は、検討会に参加する都市及び団体が負担する。
- (2) 検討会開催により、貸切バス等の特別な費用が発生した際は、検討会に参加する都市及び団体が参加費として負担する。
- (3) 検討会に係る事務用品等の消耗品費は、開催都市が負担する。

(補則)

第7条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。